

ろくじすとクラブ会員運営規程

(目的)

第1条 意欲ある農林漁業経営者や県内外の企業等を会員とする農林水産業支援組織「ろくじすとクラブ」の会員に関し、必要な事項を定める。

(登録機関)

第2条 ろくじすとクラブ会員の登録機関は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課とする。

(登録)

第3条 この会の登録を希望する者は、登録機関にろくじすとクラブ登録届出書（様式1）を提出するものとする。ただし、えひめ電子申請システムにおいて申込みした場合は、当該システムの記録をもって届出書の提出に代えることができる。

(登録内容の変更、退会等)

第4条 会員は次の各号に該当するときは、速やかに登録機関にろくじすとクラブ（登録内容変更・退会）届出書（様式2）を提出するものとする。ただし、えひめ電子申請システムにおいて申込みした場合は、当該システムの記録をもって届出書の提出に代えることができる。

(1) 登録内容に変更が生じたとき

(2) 退会しようとするとき

2 前項第2号により、会員から退会の届け出があったときは、登録機関はその登録を削除するものとする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、登録機関は登録を削除することができるものとする。

(1) 会の名誉を著しく傷つけ、あるいは会の目的に反する行為を行ったとき

(2) 他の会員に迷惑、不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらの恐れがある行為を行ったとき

(3) 3ヶ月以上、事務局と連絡がとれないとき

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月12日から施行する。